

# 令和5年度採用試験問題

## 【行政法】

### 事例1

2020年夏、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第38条第1項に規定する「特定都道府県知事（※）」であるAは、キャバクラやホストクラブなどの接待を伴う飲食店が新型コロナウイルス感染症の感染拡大の根源となっていると考え、県内のこれらの施設に対し、特措法第45条第2項を根拠として21時以降の営業を停止するよう要請した。

しかし、接待を伴う飲食店の多くは、その外観からでは閉店しているか否かの確認が困難であったところ、当時の特措法には、各施設での感染防止策の実施状況を確認するための調査権限が定められていなかったこともあり、任意調査によって区域内の接待を伴う飲食店が要請に応じているか否かを確認することは困難を極めた。

このような状況に対し、Aは、要請に応じているか否かを確認するため、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第37条第2項による立入権限を利用し、警察職員に県職員が同行する形で、県内の接待を伴う飲食店に立入検査を行うこととした。

その結果、キャバクラBについて、21時以降も営業を続けていることが発覚したことから、AはBに対し、特措法第45条第3項の規定による指示及び同条第4項の規定による公表を行うことを考えている。

## 事例 2

同じく特定都道府県知事であるCは、飲酒を伴う会食が新型コロナウイルス感染症の感染拡大の要因であると考え、接待を伴う飲食店を含む県内の全ての飲食店に対し、特措法第45条第2項を根拠として、酒類の提供を取りやめるよう要請した。

この県では、かねてより、キャバクラやホストクラブなどの接待を伴う飲食店に対し、法令の遵守状況を確認するための定期的な立入検査が行われていた。

県の警察職員は、Cが酒類の提供を取りやめる旨を要請した時期においても、定期検査の一環として、キャバクラ、ホストクラブへの立入検査を行っていたが、その際、たまたま、ホストクラブDにおいてシャンパンコール（シャンパンの注文が入ったテーブルに店の従業員が集まって行われるパフォーマンスのこと）が行われているのを目撃した。シャンパンコールの中で読み上げられた飲料の名前から、ホストクラブDにおいてシャンパンが提供されていると考えた警察職員は、この事実を県職員に伝えた。

特措法には各施設での感染防止策の実施状況を確認するための調査権限が定められていなかったこともあり、追加調査は難しいと考えたCは、警察職員から提供された情報を根拠に、Dに対して、特措法第45条第3項の規定による指示及び同条第4項の規定による公表を行うことを考えている。

(※)特措法の「特定都道府県知事」…特措法32条1項の規定により「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域」としての指定を受けた市区町村が属する都道府県の知事のこと。

[問1]

事例1、事例2における行政法上の論点について、それぞれ説明しなさい。

[問2]

議員Xは、キャバクラやホストクラブに対する立入検査そのものは必要であったものの、風営法を根拠としたことには問題があると考えている。

そこで、衆議院法制局の職員Yに対し、特措法第45条第2項の要請に応じ、又は同条第3項の指示に従っているかを確認するための調査権限を、新たに特措法に設けることができないかと相談した。YがXに確認したところによると、調査権限の内容としては、風営法第37条第2項と同じようなものと考えているとのことである。

当時の特措法の規定を前提とした場合、Yは、Xに対しどのような助言を行うことが考えられるか。